

平成31年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 2 日)

議事日程 (第 2 号)

平成31年 3 月 7 日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第 3 号	壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第 2	議案第 4 号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 3	議案第 5 号	壱岐市犯罪被害者等支援条例の制定について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 4	議案第 6 号	壱岐市債権管理条例の制定について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 5	議案第 7 号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第 6	議案第 8 号	壱岐市税条例等の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 7	議案第 9 号	壱岐市立図書館条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 8	議案第10号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第 9	議案第11号	壱岐市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第12号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第13号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第14号	公の施設の指定管理者の指定について (青嶋公園)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市地域福祉活動拠点施設)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について (へい死獣畜一時保管処理施設)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について (イルカパーク)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について (勝本総合運動公園)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第19号	友好都市の提携について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第20号	新市建設計画の一部変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第21号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第20	議案第22号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第23号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第22	議案第24号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	議案第25号	平成30年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第24	議案第26号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第25	議案第27号	平成30年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	議案第28号	平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	議案第29号	平成31年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第28	議案第30号	平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第29	議案第31号	平成31年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第30	議案第32号	平成31年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第31	議案第33号	平成31年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第32	議案第34号	平成31年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第33	議案第35号	平成31年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第34	議案第36号	平成31年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第35	議案第37号	公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）	企画振興部長説明、質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第36	議案第38号	公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）	企画振興部長説明、質疑なし、 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

出席議員（15名）

1番 山川 忠久君

2番 山内 豊君

3番	植村 圭司君	4番	清水 修君
5番	赤木 貴尚君	6番	土谷 勇二君
7番	久保田恒憲君	9番	音嶋 正吾君
10番	町田 正一君	11番	鵜瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	豊坂 敏文君
16番	小金丸益明君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	原田憲一郎君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	井戸川由明君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案2件を受理いたしております。

日程第 1. 議案第 3 号～日程第 2 0. 議案第 2 2 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 1、議案第 3 号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてから、日程第 2 0、議案第 2 2 号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで 2 0 件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。1 0 番、町田正一議員。

○議員（1 0 番 町田 正一君） 議案第 3 号まちづくり協議会設置条例の制定について質問をします。

自治基本条例が制定されてから、壱岐市にとっても、非常に予算化されて、具体的な方向で進むということで、画期的なことだと思っております。

ただ、行政が主導して、あれをやれこれをやれということではなくて、簡単に言えば、自分たちの地域は自分たちで考えてくれと、しかも新しい、目新しい、これをやってくれということじゃなくて、何をやるかまで含めて、自分たちの地域のことを自分たちで考えると、僕は非常に大賛成なんですけど、自分の、もしこれが予算化、予算をつけられたら、例えば地域独自の機関紙を年に数回発行したりとか、そういうことも自分たちでできるなど、そして例えば通院とか買い物とか、不便な人がおったらハイエース 1 台ぐらい買って、往復 1 0 0 円取っても別に構わないから、それでも利用したいという人は幾らでもおるだろうと、高齢者非常に多いですから、非常に画期的な取り組みで、もろ手を挙げて賛成したいんですが、一つだけ気になることがあります。

これ質問には書いていますが、実は清水議員が今度これについては詳しく一般質問されるということなので、きょうは大まかなことだけちょっと質問したいと思いますが、一つは、条例をつくったのはいいけど、今後のタイムスケジュールがよくわからないということ、今後、だからどういった形で進めていかれるのかということがまず第 1 点、それからこの前の本田部長の説明でも、ある程度地域の祭りへの協力もやむを得んというふうな形で言われましたけども、実は地域というのは、私がおる瀬戸浦もそうなんですけど、実は神社というか、氏神様が中心となって瀬戸まつりが行われています。これほどこの地域だって同じだと思います。

その神社が中心になって何とか祭り何とか祭りというのがありますが、瀬戸浦のほうも、非常にそういった神社と一致協力した形で、要するに地域の祭りというのは、基本的に氏神様を中心として不可分のものだと思うんですが、そのすり合わせを早くしていかないと、これ例えば余りうるさくその境界線を決め過ぎると、結局何もできない。

しかし、余り緩やかにし過ぎると、それこそ政教分離にひっかかるというようなことになると思うんですが、この運用規則も含めて、今後の対応というか、そのスケジュールを大まかで結構なんですけど、その辺の御説明をお願いします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） おはようございます。町田議員の御質問にお答えをいたします。

まちづくり協議会の今後のタイムスケジュールでございますが、現在、行政区設置検討委員会におきまして、まちづくり協議会設置条例施行規則や交付金の算定基準を3月末まで終わるように協議をいただいております。その後、仮称となります壱岐市まちづくり計画を4月末をめどに策定するように考えております。各地域におきましては、4月以降、地域担当職員を中心に幹事会を立ち上げ、準備委員会で諮るべき議題などを整理し、たたき台を作成し、その後、準備委員会を立ち上げ、地域住民へのアンケート等を行い、地域内の課題を整理し、課題解決のアイデアなどを出し合い、協議会でのまちづくり計画を策定いたします。

並行いたしまして、小学校区単位での説明会を実施するようしております。まちづくり計画を実行するための組織体制、規約や活動計画を決定し、協議会を設立する流れとなると考えております。

なお、予算につきましては、6地区分を計上いたしておりますが、全ての地域で協議会が年度内に設立されることが望ましいと考えております。

その中で、町田議員の質問にありました宗教関係についてでございますが、神事や神社につきましては、瀬戸浦会といいますか、瀬戸浦会の事業として実施し、神社のお祭りの祭事につきましては、まちづくり協議会の事業とすることですみ分けができるのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 地域住民にアンケートをとるとかいうこともありますけれども、地域の、要するに今ある団体とかいうのは、それぞれの地域によって全然異なったものなんですよ。

ただ、瀬戸浦会なんかいったら昭和25年ぐらいから発足して、長いこと行政との懇談会とか、市政懇談会も年に1回ずつやっていますし、それぞれ各12公民館から浦会議員というのも選ばれて、公民館長、浦会議員、そして浦会推薦の役員という形で、組織体として今きちんと非常にしているんですが、僕はそっくりそのまま移行してくれて構わないと、名称は別に協議会だろうが浦会だろうが、それは何も名称なんかどうでもいいんですが、しかも瀬戸浦会の場合はそれぞれ4つ部門、観光部とか、総務部とか、それぞれがあって、事務局もあります。

できたらそれぞれの地域によって、それぞれ伝統ある組織があるわけなので、全く新しいところから立ち上げる場合もあるだろうし、そして瀬戸浦会みたいに今までずっとやってきたところと、それぞれ地域によって特色があるわけですから、そのすり合わせというのは、ただ単にどこ

の地域も同じような形でやるんじゃないなくて、特色あるところは、要するに瀬戸浦だったら、別に浦会を開催していただいて、そこで説明していただければ、それですぐ移行できるんですよ。

だから、そのときに、僕は、注意してもらいたいのは行政が押しつけじゃなくて、行政がこれやってくれとか、こういうのを取り組んでくれとか、これをやるのに補助金を出しますとかじゃなくて、例えば瀬戸浦会の中でも、例えば本当にボランティアグループみたいに、例えばたこ揚げの観光客との交流、たこをつくったりとか、そういうので、自分たちのお金を出し合っていてありますし、芸能とか祭りとかのときにやっているところもあるし、地域の清掃をやっている婦人の団体もありますから、そういうのを自分たちで、こうやって市の補助金を活用した、そういった団体に年間5万円なり10万円なりの補助金を出して、地域住民でみんなで盛り上げていこうという形になれば、僕はそれが一番いいだろうと思います。

ぜひ、詳しいことは清水議員が一般質問されると思いますけれども、できるだけ早く、余りステレオタイプなやつを行政はすぐ、いっぱい施行規則なんか、いっぱい規則を決めて、こういったメニューでやってくれとか、そういうことじゃなくて、地域によってそれぞれ取り組み方とか、濃淡はあるわけなので、そこをきちんとした、早いところ僕は、浦会との協議にも一日も早く入ってもらいたいと思っております。

僕は、別に瀬戸浦会がこれのモデルになってくれたら一番いいと思っていますから、この前、平戸へ行きましたけども、平戸よりも、これは瀬戸浦会のほうがはるかに進んでいるなと思っていましたけども、ぜひ行政が決めたスケジュールじゃなくて、できるだけ地元との協議をできるだけ早く始めていただきたいと思います。そここのところをぜひよろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第3号について、3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 同じく議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてということで、お尋ねいたします。

私も、自分たちの地域を自分たちで問題を見つけ、それを解決しようという、この試みについては非常に必要なものだと考えております。そういうときに、こういった仕組みといいますのを、調べましたところ小規模多機能自治という仕組みということで理解をしておりますが、こういった小規模多機能自治ネットワークというのがありまして、その先進地というのをちょっと調べましたところ、中には水道の検針をしながら見守りをするとかいったような事業も行政から委託を受けてやっているようなグループがあったりするところもありまして、先進地は先進地なりにかなり発展しているんだろうというふうに思います。

そういった中で、今回この条例を制定した後の話なんですけども、壱岐市のほうでも水道検針とか、住民票の発行、こういったものを、行政機能の一部を担ってやっていくこともあり得るのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

まちづくり協議会は、議員が言われますように、地域課題の解決に対して地域みずから考え、実践する住民主体の地域づくりを目的に設立をするものでございます。

質問の回答でございますが、水道検針や住民票の発行業務など、行政機能を担っていただくことは、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 行政機能の一部を担うということは考えていないということで承知しました。詳しくは、委員会のほうでもありますので、そちらで細かい説明を求めたいと思っておりますが、何ができて何ができないかということを整理をしていただきたいと思います。

以上です。これで終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第4号について、11番、鵜瀬和博議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今回、行政組織条例の一部改正について質疑をいたします。

施政方針並びに議案説明によりますと、SDGsの未来都市構想を中心に、新エネルギーやテレワーク等の本市の未来づくりに関すること、地域の主体的な取り組みを推進するまちづくり協議会に関する事等施策を着実に推進するため、全庁的かつ横断的な取り組みが必要なことから、総務部にSDGs未来課を4月1日から設置するための条例改正でございました。

早い取り組みをしていくために、新課をつくるのはいいことだと思っておりますけども、今回これまでSDGsに関することやテレワーク、まちづくり協議会等においては、市政の総合的な企画及び調整に関する事が分掌事務となっております企画振興部において推進をされてきております。なぜ今回そこから外して総務部配置なのか、お尋ねをいたします。

また、SDGs未来課が総務部に配置をされた場合、その配置位置、事務所の場所はどこになるのか、2点についてお尋ねをします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、内閣総理大臣の指示を踏まえて、地方創生分野における日本のSDGsモデルを構築していくために、すぐれた取り組みを提案する29都市をSDGs未来都市として選定をされ、また特に先導的な取り組み10事業を自治体SDGsモデル事業として選定をされ、まさに壱岐市がこの事業展開を行おうとしているところでございます。

そして、SDGs達成に向けた事業は、経済、社会、環境の3側面の統合的取り組みによる相

乗効果の創出が期待をされております。こうした背景のもと、既にそれぞれの事業展開はしておりますが、その各事業を一つの部署に寄せ、市長の特命事項として総合的に推進する体制及び対外的にもインパクトを与える意味で、SDGs未来課を新設をするものでございます。

壱岐市行政組織条例には、総務部の事務分掌に「市長の特命事項に関すること」と、既に明記はされておりますが、今申しましたように、SDGsの取り組みを市の条例にはっきりと規定することで、市の意気込みを広く訴えたいと考えております。

また、SDGsに関することが農林水産部、企画振興部を初め、全庁的かつ横断的な取り組みを必要とすることから、職員が共通の理解のもと、一丸となって取り組まなければならないことから、これまで総務部がこのような役割を担っていることなどを踏まえ、総務部に配置をすることとしたところでございます。

さらに、まちづくり協議会の立ち上げ等については、地域担当職員の担う役割が非常に大きいと考えておまして、現在、地域担当職員制度を担当している総務部でまちづくり協議会等も担当したほうがその推進を図れるなど、総合的な観点から総務部に配置することにしたところでございます。

次の質問のSDGs未来課の事務所の位置につきましては、現在、総務部を配置しております郷ノ浦庁舎の2階のフロアに予定をしております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 久間部長の御説明は、その企画振興部との違いがどう違うのかというのはわかりませんが、市長の専権事項でありますので、ぜひSDGs未来課に設置して、推進に向けて大変期待をしておりますので、ぜひ今後も市長のリーダーシップのもと、どこの部に限らず、総合的に調整をしていただいて、全国のモデル地区でありますので、推進していただきたいと思っております。

あとその配置位置につきましては2階ということで、若干狭隘になりやせんかなと思っておりますが、そばに市長、そして副市長がいらっしゃいますので、決断あたりは早目にスピードを持ってできるのだろうと思っております。ぜひどのような動きをするのか、今後とも十分注意してみたいと思っておりますので、ぜひこの取り組みについて期待をして、私の質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第5号ついて、11番、鵜瀬和博議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今回5号につきましては、壱岐市の犯罪被害者等支援条例の制定ということで、今回県下の市町に先駆けて、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取り組みの推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るための条例を制定するという事は、大変素晴らしいことと思っております。犯罪被害者等支援につきましては、犯罪被害者等の

尊厳と権利が尊重され、被害者等が置かれている状況、事情に応じ、適切に必要な支援が途切れることなく提供されることが大事と思っておりますし、重要だと考えております。

その中で、この条例中に、一番大事な犯罪被害者等を支援するためにほかの実施機関並びに県市町、民間支援団体とも連携していく必要があると考えた中で、この条例中に、その犯罪被害者等の個人情報の収集及び適切な管理についての記載はありませんでしたが、この点について、記載はしなくても大丈夫なのか、その辺について御質問をさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ただいまの鵜瀬議員の質問にお答えをいたします。

議員お気づきのように、犯罪被害者の支援は、その過程において2次的被害を生じさせることのないように行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取り扱いの確保に最大限配慮して行われるものでなければなりません。

このことから犯罪被害者等基本法、この条例の根拠となる基本法の第15条において、「安全の確保」の見出しで、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする」という上位法で規定をされておまして、あえて本市条例で、再度の記載をしていないところでございます。

県内で先行している佐世保市の条例においても、同様の取り扱いでありまして、このことが条例の制定、法制執務上、問題がないかということで、昨日県のほうにもきちんと確認をしましたら、県ももう既に条例の作成に取りかかっておって素案ができておると、その中では壱岐市さんと同じ考え方でおりますということでございまして、県のほうも条例の中では盛り込まないようでございます。

今回議員から御確認をいただきましたことで、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取り扱いの確保の最大限配慮をさらに強調できましたことをありがたく思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 法律のほうで、もちろん個人情報については十分慎重に取り扱うようにということですので、この条例については問題ないということでありまして、また壱岐市個人情報保護条例にもありますので、十分その個人情報の取り扱いについては、職員皆さん、そしてこの関係者については周知徹底していただくように今後よろしく願いをして、私の質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第6号について、11番、鵜瀬和博議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） 今回、壱岐市債権管理条例の制定についてお尋ねをいたします。

これまで議会や監査の指摘や意見にも対応するために、市の債権の管理に関する事務処理基準等を定め、マニュアル化をし、各課における債権処理の一層の適正化を図るということで制定をされるようです。

今回はそれぞれの課で対応するというものでありましたが、将来的にこの事務業務の省力化に向け、全国の他市では、例えば弁護士を含む第三者機関を設置をして委託されているところもあるようですが、その計画はないのか、お尋ねをします。

また、この債権につきましては、これまで決算で言われます不納欠損についての取り扱いは、各課曖昧でありましたけども、この条例が施行後については、この条例に沿って処理されるということか、2点お尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） ただいまの鵜瀬議員の質問にお答えいたします。

第1点目でございますけども、市の債権の管理については、滞納処分手続など専門的知識が必要になってくることから、こうした専門的知識を有する職員の育成を図らなければならないところでございます。

今後他市の状況等を参考にしながら、債権管理の専門の部署、現在のところ税務課のほうに班として債権管理班を置くということを考えておりますけども、各部署と連携を図りながら滞納処分等や重複者への対応を図ってまいりたいと考えております。こうした中においては、さらに専門的な対応を図らなければならないことが発生することも当然考えられます。この場合におきましては、現在のところ顧問弁護士等への相談も考えられるところでございます。

また、議員御質問のとおり、弁護士等第三者機関への委任というのが他自治体の例でございます。督促や納付相談、訴訟提起、強制執行等の業務を委託している自治体もあるようでございますが、これにつきましては、今後本市の状況等を踏まえて研究をしてまいりたいと考えております。

2番目の質問でございますけども、今回の債権管理条例は、市の債権の管理に関する事務処理基準等を定め、債権処理の一層の適正化を図るため制定するものでございます。

御質問の不納欠損処理については、これまでこの債権の種類によってその取り扱いが異なり、必要な措置を講じて、なお徴収が困難な債権について放棄することが困難な場合もあり、本条例の規定によりまして処理を行い、一層の適正な管理を行うものでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） この債権徴収については、今後職員の人材育成を含めて、専門的なことになれば顧問弁護士のほうに相談をして随時対応をしていくということですので、ぜひ

職員の仕事がまたふえていくわけですが、将来的にその辺も鑑みながら調整をぜひしていただいて、適切な、スマートな組織にしていいただければと考えております。

また、不納欠損については、単に徴収不能というだけで認定をすることではなく、ある程度の努力をして、最終的に取れなかったということで不納をするということをこの債権管理条例にのっとって徹底していただければと思いますし、またその血税も含めて、その重要、大切さについては、また改めて職員のほうにも血税ということで十分周知をしていただいて、今後の職員の人材育成についても努めていただければと思いますので、この件につきましては、質問のほうを終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第17号について、9番、音嶋正吾議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 議案第17号公の施設の指定管理者の指定について、お尋ねをいたします。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、第三セクターに対し出資する場合は、議会の議決が要するというふうに私は認識をしておりますが、今回議決をする以前に指定管理者がもう決定をし、IKI PARK MANAGEMENT会社が決定をされております。

そして、もう既に設立登記が平成30年11月9日になされております。この件に関して議会の議決を経ないで、こういう行為を行っていいのかどうか見解をお尋ねをいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

財務実務提要によりますと、市が法人を設立に当たり現金を出資する場合は予算に計上することにより、また土地等の財産を出資するに当たっては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、出資する財産について議案を提出し、理解を受ける必要がございます。

今回の第三セクター設立につきましては、現金の出資でございます。壱岐市議会9月会議に補正予算を計上し、議会の議決を受けております。

なお、イルカパークの再整備「壱岐島リブートプロジェクト」につきましては、9月会議全員協議会におきまして、事業計画の全体説明、事業推進主体の設立、出資比率につきましても御説明をさせていただいておりますので、その上で補正予算の議決をいただいたものと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 予算に計上すれば、一つそれを議決すれば承認を得たという形式的な形じゃなくてきちっと、幾らですか、全体で。100万円でしょう、この会社の資本金は。

100万円のうちの4分の1と言われましたので、25万円の出資をして、壱岐市が第三セク

ターの一員として参画をするんですよということをもっと市民にもわかるように、議会にもわかるようにすべきじゃないですか。私は、こういう取り扱いは本当に、確かに予算計上すればとなっておりまして。

しかし、その予算が幾ら出資するのかということは、初めてでしょう、今度の議会で発言したのは。こうした荒っぽい感じで、市の財産を出資することが果たして妥当なのかということ、担当部長の見解を聞きたい。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 出資の議決につきましては、先ほど言いましたように、予算計上することにより、議会の議決をいただいたものと思っております。

さらに、先ほども言いましたが、議会、本会議では説明をしておりますが、全員協議会、常任委員会で、壱岐島リゾートプロジェクト、イルカパークの再整備につきましては説明をしておりますので、その辺で理解をいただいたものと思っております。詳細な説明が足りなかったことについては、失礼をしたと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 総括質疑では、これ以上申し上げません。私も所管の委員会に所属しておりますので、事細かに質疑をできますので、これで終わりたい。もっと可視化できる。要するに、この議場で可視化できるように、市民の税金ですので、いいですか。根幹は市民の税金なんです。我々が議決したと、幾らの。この中で、私も含めて、ここの中にいる議員がI K I PARK MANAGEMENT会社に幾ら出資したのか、恐らく今まで御存じの方が何人いたでしょう。議決したということは、今言うように、予算計上したから了承を得たということになるわけですよ。当然、あなたの言うとおりのことです。もっとかみ砕いて、かみ砕いてやるべきじゃないですかね。そのことだけを申し添えておきます。

○議長（小金丸益明君） 次に、議案第17号について、7番、久保田恒憲議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 同じく議案第17号公の施設の指定管理者の指定についてで質問をさせていただきます。

今の説明の中で、あっ、そういういえば全員協議会で説明があったなというようなことを私も思い出す部分はあったんですけど、今回なぜこの件について質疑を申し出たかといいますと、御存じのように、今、指定管理者に関していろいろスムーズにいかない部分があったり、市民の皆さんの関心を集めているところだと思っております。

私自体もこのイルカパークに関しての指定管理者の説明をしてくれと言われたときに、そんなに知識を持ち合わせていないので、この機会に市民皆様にもわかるように、私たちが再度勉強す

るために質問をさせていただきました。

というのも、イルカパークは、今までも壱岐市のやはり観光の目玉の一つになっていました。私も数年にわたり、壱岐にお客様が来るたびにイルカパークに案内をしておりました。これは多分私に限らず、市民皆様、それから議員諸氏、多くの方がそのような活動をされていたと思います。

値段は安いし、意外と子供たちには評判がいいんですよ。すぐ近くで見れるということですね。それが今度リニューアルして再度オープンすると、非常にまた逆にいい機会ではないかと思っております。

これを観光の目玉のまたさらなる強みを発揮するためには、間違いなく市民の御理解をいただくという、これは最低限の条件ではないかと思っております。そのようなことで、今度の指定管理者について4点ほど質問をさせていただきます。

1点目、先ほど音嶋議員にもありましたIKI PARK MANAGEMENT株式会社とはどんな会社か、2点目、今度公募じゃなくて、公募しないで指定管理者とした経緯、そしてその理由、その指定管理者は指定管理とした理由の中で、いろんな専門家の御意見をいただきながら、こういう経緯に至ったと思うんですけど、壱岐市としてお願いをしたのか、ぜひこういう会社を立ち上げて指定管理者としてお願いをしたという流れなのか、逆に私にやらせてくださいというような一つ強烈なアピールがあったのかということがもしお話しできることであれば、その点も説明していただきたいと。

3点目、今度のリニューアルされたイルカパークの最大のセールスポイント、イルカと一緒に泳げるとか食事ができるとかいうようなことがあるんですけど、4月25日オープンという割には、きのうちよつとのぞいてみたんですけど、そんなに工事がめちゃくちゃ進んでいるようでもないですし、いきなり最初からこれがセールスポイントですよということでやる分にはちょっと厳しいかなと思っています。そういう意味で、今後についてもいいんですけど、イルカパークの最大のセールスポイントについて伺いたいと。

4番目、雇用、今までもトレーナーの方とか受け付けの方とか、いろいろ雇用者の確保の場としても活動されていたと思いますが、この方たちの雇用は継続なのか、あるいはリニューアルオープンすることによって、事業規模が拡大することによって新たな雇用の予定は当然あると思うんですけど、何名ぐらいを予定されているのかという、この4点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 久保田議員の御質問にお答えをいたします。

4点の御質問でございますが、まずIKI PARK MANAGEMENT株式会社とはど

んな会社かということでございます。

平成30年8月に内閣府の地方創生推進交付金の採択を受けましてイルカパークの再生に取り組んでおりますが、本交付金の採択条件といたしまして、交付金終了後も地方創生の取り組みが継続的に行われるため、事業推進主体が構築されることが条件にございました。

この事業推進主体といたしまして、国境離島プロジェクト推進アドバイザーである高田佳岳氏とともに、壱岐市が設立した第三セクターでございます。高田氏につきましては、東京海洋大学卒業後、東京大学大気海洋研究所大学院修士課程を修了され、海洋哺乳類関係の専門家等の面識もあり、ダイビングインストラクターの経験や海に関する知識が豊富でありまして、イルカパークの再生に必要な人材と判断し、協力をお願いしましたところでございます。

また、本人からもイルカパークの再生に協力したいとの申し出があったところでございます。

次に、2点目の非公募の経緯と理由でございますが、今回非公募で指定管理者を選定した経緯と理由につきましては、今述べましたとおりでございますが、地方創生推進交付金事業により、イルカパークの再生を行う事業推進主体として設立した法人でございますので、非公募により選定をいたしました。非公募でございますが、事業計画、収支計画をした申込書に基づき、審査委員会で審査の上、基準点を満たしたため選定し、今回議会の承認を図るものでございます。

次に、3点目の新イルカパークの最大のセールスポイントについてでございます。

イルカのショーやふれあい体験は、全国に水族館や体験施設がございます。近隣でも福岡の海の中道「マリンワールド」や佐世保の「海きらら」、大分の「つくみイルカ島」などの類似施設があります。

イルカパークで今回日本初の取り組みといたしましては、イルカのいる環境で、体験ダイビングができることです。イルカと泳ぐことができる施設はありますが、ダイビングができるところはございません。

また、勝本の漁師とイルカの関係についてでございますが、動物愛護団体関係者による壱岐イルカ事件など悪い歴史のように語られることもありますが、人と自然が共生していくことの難しさ、自然のとうとさを学ぶことのできる貴重な歴史でございまして、そういったストーリーを伝える展示などありませんでした。地域の歴史として教材があることは、教育旅行向けのコンテンツとしても強みになるのではないかと考えております。

さらに、企業向け研修プログラムの開発も行っております。イルカのトレーニングは、動物の行動分析学の理論に基づいたものでございまして、言葉を使わずに行動をコントロールする技術です。チームをまとめる管理職級のチームマネジメントやコミュニケーションスキルの向上につながるプログラムとして、トレーナー体験等を通じた研修を実施していく予定にしております。

最後に、4点目の雇用に関する質問でございますが、既存職員は全員雇用を継続いたします。

新規の雇用につきましては、イルカトレーナーを2名、アウトドア事業やカフェ事業で4名から5名の計7名程度を予定しております。既に複数の応募が上がっておりまして、随時面接を行っているところでございます。

また、イルカトレーナーにつきましては、専門学校との連携を強化しておりまして、インターンシップや研修の受け入れをこれまで以上にふやしていくこととしております。4月、5月につきましても、インターンの申し込みがあつておりまして、その中で優秀な人材の獲得に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 非常によくわかりました。公募しないで指定管理者とした中で、市からのお願いもあるし、先方のたつてのやる気というものもあるという、この両方の思いが一致したという判断でよかろうかと思えます。

私がここで少し心配しているのが、先ほど経歴とか、いろいろ言われましたけど、本来ですと、新しい事業の場合は、もちろん新しい人でも構わないんですけど、経歴云々よりも実績だと思うんですね。その実績の中で、同じような、例えばどこかのイルカを使ったところで実績を上げたとか、そういうのがちょっと見えなかったので少し心配をしたわけですけど、そういう審査委員会で審査されて、それは審査員の方もかなりの知識、あるいは経験、いろんなことがあられる方が審査員になられていると思いますので、そういう方の審査を通して今回指定管理者として指定されて、新しい会社を立ち上げられたということであれば、それを私たちは信用をするというしかないと思います。

ただ、ぜひ雇用を継続される方もそうですけど、今までのイルカのトレーナーさんの待遇というのは、この長年、イルカパークができてからかなり厳しいものがあつたと思います。途中で夢破れて帰られた方もいらっしゃるようなこともありましたし、このリニューアルを機会に日本全国から、働くんだったら壱岐イルカパークだというように、皆さんが待遇もいい、給料もたくさん出ている、やりがいもあるというような場所になるように、私たちも応援していきたいし、市民皆様の御理解もいただきたいというふうに思っております。久々の壱岐の観光目玉ではないかと思っておりますので、ぜひ力を合わせて観光客誘致の起爆剤にしていければと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第3号外19件の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

.....

日程第21. 議案第23号

○議長（小金丸益明君） 日程第21、議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く議員で構成する特別委員会を設置し審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

.....

日程第22. 議案第24号～日程第26. 議案第28号

○議長（小金丸益明君） 日程第22、議案第24号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、日程第26、議案第28号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）までの5件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第24号外4件の質疑を終わります。

.....

日程第27. 議案第29号

○議長（小金丸益明君） 日程第27、議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

.....

日程第28. 議案第30号～日程第34. 議案第36号

○議長（小金丸益明君） 日程第28、議案第30号平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第34、議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算までの7件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第30号外6件の質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第3号壱岐市まちづくり協議会設置条例の制定についてから、議案第22号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで、及び議案第24号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、議案第28号平成30年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）まで、並びに議案第30号平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、議案第36号平成31年度壱岐市水道事業会計予算まで32件をタブレットに配信しております。議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第23号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）及び議案第29号平成31年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号及び議案第29号については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に山内豊議員、副委員長に清水修議員と決定されましたので、御報告いたします。

日程第35. 議案第37号～日程第36. 議案第38号

○議長（小金丸益明君） 日程第35、議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）及び議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）の2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日追加議案として上程いたしました議案第37号及び第38号につきましては、企画振興部長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第37号及び議案第38号について御説明いたします。

議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について、下記のとおり公の施設の新指定管理者の指定期間を変更する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は壱岐市ケーブルテレビ施設、位置は壱岐市郷ノ浦町本村触684番地1。

2、指定管理者。熊本県阿蘇郡高森町大字高森980-8、光ネットワーク株式会社代表取締役陶山和浩。

3、指定変更期間。変更前、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで、変更後は平成32年4月1日から平成37年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理について、現指定管理者との引き継ぎに日数を要しており、市民サービスの継続を最優先とするため、新指定管理者の指定期間の変更をする必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について、下記のとおり公の施設の現指定管理者の指定期間を変更する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称、壱岐市ケーブルテレビ施設、位置、壱岐市郷ノ浦町本村触684番地1。

2、指定管理者。神戸市中央区中町通二丁目3番2号、関西ブロードバンド株式会社代表取締役三須久。

3、指定変更期間。変更前、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで、変更後、平成26年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理について、引き継ぎに日数を要しており市民サービスの継続を最優先とするため、現指定管理者の指定期間を変更する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で議案第37号及び議案第38号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号公の施設の新指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）及び議案第38号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について（壱岐市ケーブルテレビ施設）の2件は、産業建設常任委員会に付託します。

○議長（小金丸益明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月8日金曜日午前10時から開きます。

なお、3月8日、11日、12日は一般質問となっており、8日、11日はいずれも4名、12日は3名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時11分散会
